

市町村役場機能緊急保全事業の延長及び 新庁舎整備に係る財政支援の拡充について

近畿部会提出
説明担当 大津市

市町村役場機能緊急保全事業は、平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓として、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替えが緊急に実施できるよう、新たな財源措置として 2017 年度から 2020 年度の 4 年間を事業期間として創設されました。

近年、各地において地震や台風、豪雨等による災害が多発し、災害時の拠点となる庁舎が業務継続に支障をきたす被害を受けるケースも出ています。

発災時には、行政は速やかに被災者の救助・支援を行うことが必要であり、また、行政サービスに係る確実な業務継続の点からも、災害時の拠点となる庁舎の安全性確保は不可欠であることから、いつ起こるかわからない災害に備え、早急な新庁舎整備が求められます。

しかしながら、新庁舎整備は、様々な機能面や長期的な視点での建設計画の検討が必要となり、検討には財源確保も含め時間を要するとともに、財政運営にも大きな影響を及ぼします。

よって、市町村役場機能緊急保全事業の措置期間延長については、今年度の総会にも提出しておりますが、未耐震庁舎の建替えの推進を図る点から、改めて、措置期間の延長を強く要望いたします。

あわせて、災害時の拠点としての機能と安全性の確保された庁舎整備の推進を図る点から、新庁舎整備に係る新たな財政支援制度の創設等、支援の拡充を強く要望いたします。